

サイバー犯罪に対する国際捜査—キムドットコム事件を対象に
International Investigation against Cyber Crime: Case Study on Kim Dotcom Case

執筆者：BLT法律事務所 弁護士 高橋郁夫¹
小川綜合法律事務所 弁護士 有本真由²

第一 サイバー犯罪事例検討の意味

1 カードショッピング作戦

2012年6月26日、米連邦捜査局（FBI）はクレジットカード情報や銀行口座情報を盗んでインターネットで流通させていたとして、2年間、4大陸に及ぶ調査の後、日本や米国など8カ国で24人を逮捕したと発表した（「カードショッピング作戦」）。この作戦と連携して、わが国でも、1人が逮捕されている。捜査ではおとり用にインターネットの闇掲示板サイトを開設して容疑者同士の連絡に使用させ、会話を監視した。

2 国際的サイバー犯罪に伴う諸問題

この例をあげるまでもなく、サイバー犯罪のボーダーレスな性格に鑑み、その対応において国際的な協力が必要になることはいままでもない。かかる国際的な捜査共助の問題のみならず、国際的サイバー犯罪については、犯罪人引渡しの問題、裁判管轄の問題、証拠分析手法の諸問題、複製物の取り扱いの問題等が必然的に伴う。

これらのうち幾つかの問題について、キム・ドットコム事件をケーススタディとして検討する。

第二 事例研究～キム・ドットコム事件

1 キム・ドットコム事件とは何か

(1) キム・ドットコムとは

キム・ドットコム（Kim Dotcom、本名：Kim Schmitz）は、ドイツ生まれのインターネット実業家であり、現在はニュージーランドに居住している。2005年にMegaupload Ltd.（以下「MUL」という。）を設立し、Megauploadの名称のもと、オンラインストレージサービスを提供し始め、その関連事業の運営のためMegamedia Limited（“MMG”）を創設した。

(2) 起訴について

このMegaupload関連の提供サービスに関し、2012年1月5日、米国バージニア州アレキサンドリアの大陪審は、「ラケティアリング活動の共謀」「著作権侵害の共謀」「マネーロンダリングの共謀」「著作物を商業的配布ネットワークに配布した刑事的著作権侵害及びその教唆・幫助」「電子的手段による刑事的著作権侵害及びその教唆・幫助」の5つの訴因（counts）に基づき、Kim Dotcom、MULその他合計9名³に対し大陪審起訴（indictment）を行う決定をした。

¹ 弁護士（BLT法律事務所）、株式会社ITリサーチ・アート代表取締役社長（ikuo@comit.jp）

² arimoto@ogawalaw.com

³ Kim Dotcom, MUL, Vestor Limited, Finn Batato, Julius Benkco, Sven Echternach, Mathias Ortmann, Andrus Nomm,及びBram van der Kolk

起訴状⁴によると、本件犯罪により被告人らは、50億ドルの損害を著作権者らに与え、累計1億7500万ドル（135億円）もの収益を挙げていたとされる。

MULは香港に本店をおく有限責任会社で、www.megaupload.comのアドレスのもと、オンラインストレージサービスを提供していた。Megaupload.comは、世界で13番目に多く訪問されるインターネットのサイトであったとされる。1億8000万の登録ユーザーがおり、5000万アクセスがあったという。その収益は、1億5000万ドルに及ぶ（高速通信を利用できる）プレミアム登録料と2500万ドルに及ぶオンライン広告から成り立っていた。

Megauploadの関連サイトは、著作物のアップロードや公開に利用されていた。2010年6月24日に、メンバーは、39の映画ファイルが、サーバーに存在しているという警告を受けたが、その後、2011年11月になっても、うち36の映画が依然として保存されていた。米国著作権法（DMCA）に準拠した、不正使用防止ツールを用いていたというが、起訴状によれば、到底、著作権者の望みを満たすものではなかった。

(3) 搜索押収⁵について

上記起訴に基づき、2012年1月20日、ドットコムらが逮捕された⁶。この逮捕劇につき、FBIは、ニュージーランド、ホンコン、オランダ、カナダ、ドイツ、イギリス、フィリピンの警察の協力を得た。

キム・ドットコムの逮捕に関しては、米国中央当局が1992年刑事司法共助法（MACMA）に基づきニュージーランド司法長官に協力を要請し、同長官がこれに応じたものである。同17日には、司法長官補が、警察に対し搜索押収令状の申請を許可している。そして、令状が発令された。

この逮捕劇の様子は、ビデオ⁷で見ることができる。逮捕と同時に、家屋内の物品のみならず、ドメイン名も差し押さえられており、メガアップロードのサイトは、FBIのバナーがお出迎えすることになった。なお、キム・ドットコムは、その後、条件付で保釈されている⁸。

(4) 犯罪人引渡請求と関連する裁判所の判断

ア NZ 高等裁判所の6月28日決定

(ア) 米国による犯罪人引渡請求

3月5日、米国は、ニュージーランドに対し、キム・ドットコムの犯罪人引き渡しを求めた。これに関連し、6月28日、ニュージーランド高等裁判所は、令状が過度に広範な故に無効であり、証拠の押収もまた違法である旨の決定を行った。これは、キム・ドットコムらが、令状に対する司法審査を求めたもの

⁴ <http://www.scribd.com/doc/78786408/Mega-Indictment>

⁵ 以下、時系列的には、<http://www.listener.co.nz/commentary/the-internaut/kim-dotcom-megaupload-new-zealand-timeline/> が参考になる

⁶ 米史上最大級の著作権侵害摘発！ FBIがMegaupload閉鎖、運営者8人を逮捕（動画あり）
http://www.gizmodo.jp/2012/01/fbi_1.html

⁷ <http://www.guardian.co.uk/technology/video/2012/aug/08/kim-dotcom-raid-police-mansion-video>

⁸ <http://www.courtsofng.govt.nz/cases/the-united-states-of-america-v-dotcom?searchterm=Dotcom>

に対するものであり、その判決⁹の内容は、以下のとおりである。この判決の主だった論点としては、「令状は有効か」、「警察は、捜索令状の範囲をこえた物を押収したのか」、「デジタルファイルを FBI に送るのは、違法か」「違法無効である場合、なんらかの救済措置がとられるべきか」が議論されている。

(イ) 令状は有効か

被告人らは、①被疑事実との関連性及び目的物の点において過度に広範であること、②無関係な情報を不可避的に押収することになるにもかかわらず、捜索に引き続き行われる手続の過程が記載されていなかったこと、③押収物が米国に送付されることが前提とされていたにもかかわらず、押収物（少なくともその複製物）が被告人に返却されるべき条件及び秘匿特権情報へのアクセスからの保護手続が記載されていなかったこと、を理由として、差押令状が無効であると主張した。

①につき、問題の令状は、被疑事実としては、「Conspiracy to commit racketeering, in violation of title 18 United States Code, Section 1962(d), which carries a maximum penalty of twenty years of imprisonment」などと米国の条文及び罪名を記載しており、押収品目の記載は一定の物品項目を掲げつつも、「そのいずれかにあたる証拠、果実、道具を含むが、それに限られない(All evidence, fruits, and instrumentalities … including, but not limited to, the following)」と記載されていた。裁判所は、ニュージーランド権利章典第21条において不合理な捜索・押収からの権利が定められていること、刑事司法共助法第45条によれば被疑事実のできる限りの特定が必要とされていることを根拠に、米国制定法の条文を示すだけでは十分ではないとし、本件令状の記載は過度に広範であると判断した。すなわち、本件は米国制定法における被疑事実に関する差押えがニュージーランドで執行されるというものであるところ、執行機関であるニュージーランド警察及び被差押者は米国制定法の条文を示されてもその内容を直ちに知ることができず、ひいては差押範囲を限定づけるはずの関連性を的確に判断することができなくなるとされ、さらには、上記のような令状の記載を認める米国特有の「罪となるべき事実」の記載の漠然性の問題があるとされた。

②及び③につき、裁判所は、捜査の必要性和被押収者の権利保護を調整する見地から、包括的差押え及び国外への送付を想定した差押えについては、一定の条件を記載することが相当とし、それがなければ無関係の情報が捜査共助によって管轄外へと流出してしまう危険があると指摘した。そして、記載することが望ましい条件として、ハードドライブの複製手続、関連情報の手続、オリジナル又は複製物の被押収者への返還手続を挙げた。

(ウ) 警察は、捜索令状の範囲をこえた物を押収したのか

この点については、裁判所は、上述のように犯罪事実の特定性を欠き、その上に、捜索されるべき対象の特定を欠いているので無効であるという判断の上

⁹ <http://www.courtsofnz.govt.nz/front-page/cases/dotcom-ors-v-attorney-general>

に、刑事司法共助法第44条第1項の範囲外の執行を行ったものとして無効であるとしている。

(エ) デジタルファイルを FBI に送るのは、違法か

これは、最初の弁論期日において、ハードディスクのイメージが、米国に送付されたという事実が明らかになったことによって生じた論点である。

被告人らは、この措置を命ずる書面がないことを理由に、同措置が警察長官の指示に反すると主張した。また、刑事司法共助法は、押収物の保管と処理につき規定（同法49条）をおいているところ、この規定が、複製物に及ぶのかという論点も議論されている。具体的には、①49条が物理的な保管に限られるのか、②被告人らは、ハードドライブのイメージを FBI に送付することに同意していたか、③ニュージーランド司法長官は送付に同意していたか、という点が論じられた。

①につき、裁判所は、同法49条の捜査機関等における保管管理が、押収物をその他場所に流出させないことを保障することによって被押収者の権利を保護する趣旨であるため、それは複製物にも及び、ハードディスクはニュージーランド警察に保管したまま、その中のイメージを FBI に送付した本件手続を同条違反と判断した。

また、②及び③につき、裁判所は、被告人らもニュージーランド司法長官もいずれも複製を送付するのに同意していなかったとの事実認定をした。

(オ) 本決定の結論

以上の結果、本決定における裁判所の判断としては、令状は過度に広汎ゆえに無効であり、それに基づく差押えも違法であって、複製物の共助依頼国に対する送付も違法とされたものの、押収物の返還や共助依頼国への送付の禁止といった被告人らの求めた救済手段については違法を宣言するほかは行わないとされた。

イ NZ 高等裁判所の8月16日決定

米国のニュージーランドに対するキム・ドットコムらの犯罪人引渡請求の審理において、犯罪人引渡しの基礎事情を示す証拠を開示するようニュージーランド裁判所は米国に対し開示命令を出した。この命令に対し米国は抗告を行ったものの、8月16日、その抗告は棄却された¹⁰。その決定において、裁判所は、犯罪人引渡しは対象者にとっては重大な人権侵害となりうるため、その基礎事情の判断には慎重を期すべきこと、基礎事情の立証に限れば開示の負担は限定的であることを理由に、本件開示命令は適法であると述べている。

2 今後検討すべき課題

以上の事案経過から、今後の検討課題が浮かび上がってくる。本件は、米国とニュージーランドとの証拠収集法制において要件に相違があるにもかかわらず、要請を受けたニュージーランドが安易に請求国の要請に従ったが故に生じたといえる。その前提として、共助等によって行われる捜査手続については、当然のことながら、要請国

¹⁰<http://www.courtsofnz.govt.nz/cases/the-united-states-of-america-v-dotcom-ors?searchterm=Dotcom>

の手続法ではなく、被要請国の手続法が適用される。

今後、被要請国となった場合は、要請国の法律の構成要件を令状に付記するなどの実務的工夫が要求されるだろう。また、究極的には、サイバー犯罪に関する犯罪構成要件のハーモナイゼーションも検討していくことが必要となってくると思われる。

以上